

東京工業大学大学院理工学研究科工学系と原子力発電環境整備機構の 研究教育に対する連携・協力に関する協定書

東京工業大学大学院理工学研究科工学系(以下「研究科」という。)と原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)は、相互の立場を尊重するとともに緊密に連携し、研究科における研究教育と学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(連携教授等)

- 1 研究科は、機構と協議の上、機構の研究者を研究科の教員として採用する。
- 2 東京工業大学は、前項の教員に対し、連携教授又は連携助教授(以下「連携教授等」という。)の名称を付与する。
- 3 連携教授等の任期は、年度ごとに更新し、原則として研究指導を受ける学生が所定の課程を修了するまで継続するものとする。
- 4 連携教授等は、研究科教授会構成員とはならない。ただし、当該教授会が必要と認める場合は、出席できるものとする。
- 5 連携教授等は、研究科の他の教員と連携・協力し、講義及び学生の研究指導にあたるものとする。

(経費)

- 6 研究科は予算の範囲内において、連携教授等の研究教育に要する経費として、所定の予算を配分する。
- 7 前項の経費の執行は、連携教授等の必要に応じ、東京工業大学の会計機関が行う。

(特許等)

- 8 研究科において、研究協力の結果生じた特許権等の権利の帰属は、東京工業大学の定めるところによるものとする。

(その他)

- 9 この協定書は、必要に応じて両機関の協議により変更を行うことができる。

この協定書は、2通作成し、両機関が各1通を保有する。

平成16年4月1日

平成16年4月1日

国立大学法人東京工業大学長
相澤 益 男

原子力発電環境整備機構理事長
外 門 一 直